

道路照明灯自費工事についての特記事項

◇共通事項

- ・市の都合により、照明を撤去する必要性が発生した場合は申請者により撤去を行うこと。
- ・負担区分について
下記の通りとする。

項目	内容	福岡市	申請者
LED灯具	製作・搬入		○
現場施工	器具撤去・設置		○
	撤去品の処分		○
	交通規制		○
現地試験測定	照度測定、絶縁測定など		○
維持管理	不点灯時の初動		○
	台帳データの作成		○
	電気料金支払い	○	

※撤去した管球については適正に産業廃棄物処理を行うこと。

※2年目以降の不点灯時の初動は福岡市で行う。

◇新製品(新技術)の機器導入が目的の試験設置の場合

- ・福岡市で採用予定のない製品・技術を使用した照明器具の自費工事は認めないものとする。
- ・設置後の評価項目の確認検査で発生する費用は全て申請者が負うものとする。
- ・照明器具の設置個所は各区担当部署もしくは道路維持課で指定した場所とする。
- ・耐用年数期間(点灯時間6万時間)以内に器具不良が疑われる場合は、原因調査及び復旧は申請者で行う。
- ・検証結果が得られ次第、申請者は道路維持課に提出すること。